

## 9 著作権はいつまで存続するのか

### (1) 「著作権（財産権）」の保護期間

著作権や著作隣接権などの権利には一定の存続期間が定められており、この期間を「保護期間」といいます。これは、著作者等に権利を認め保護することが大切である一方、一定期間が経過した著作物等については、その利用による新たな創造の観点から、権利を消滅させ、社会全体の共有財産として自由に利用できるようにすることが「文化の発展」にとって必要であると考えられたためです。

#### 【原則】

「著作権（財産権）」の保護期間は、著作者が著作物を「創作したとき」に始まり、原則として、著作者の「生存している期間+死後70年間」です（第51条）。

#### 【例外】

##### ◆無名・変名の著作物、団体名義の著作物等

無名・変名の著作物、団体名義の著作物、映画の著作物の保護期間は、原則として、公表の時から起算されます。

著作物の種類	保護期間
○無名・変名の著作物 (周知の変名は除く) (第52条)	公表後70年 (死後70年経過が明らかであれば、その時点まで)
○団体名義の著作物 (著作者が法人か個人かは問わない) (第53条)	公表後70年 (創作後70年以内に公表されなかったときは、創作後70年)
○映画の著作物 (第54条)	公表後70年 (創作後70年以内に公表されなかったときは、創作後70年)

なお、「著作者人格権」は一身専属の権利とされているため（第59条）、著作者が死亡（法人の場合は解散）すれば権利も消滅することとなります。つまり、保護期間は著作者の「生存している期間」です。しかし、著作者の死後（法人の解散後）においても、原則として、著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならないこととされています（第60条）。

## ◆新聞・雑誌等の定期刊行物

新聞・雑誌等の継続的刊行物（定期刊行物など）に掲載された著作物についても、原則として保護期間は「死後 70 年」までですが、上記の「無名・変名」の著作物など、保護期間が「公表後 70 年」とされるものについては、公表時点についていつにするか問題が生じます。これについては、以下のようになります（第 56 条）。

区 分	保 護 期 間
○著作物の一部分ずつが発行され、一定期間内に完成されるもの（連載小説など）	最終部分が公表されたときから70年 継続すべき部分が直近の公表の時から3年を経過しても公表されないときは、すでに公表されたもののうち最終の部分が公表された時から70年
○上記以外のもの	各号・各冊の公表のときから70年

また、「公表された著作物」とは別に、新聞・雑誌等の全体も「編集著作物」として保護されますが、こうした定期刊行物（編集著作物）であって、その保護期間が「公表後 70 年」とされるものについても、同じ規定が適用されます。

(a) 百科事典や文学全集のように「全巻を合わせて 1 つの編集著作物」となるもので、定期刊行によって最後に全巻がそろうもの

→ 最終部分が公表されたとき

(b) (a) 以外の一般の定期刊行物 → 各号・各冊が公表されたとき

## 【保護期間の計算方法】

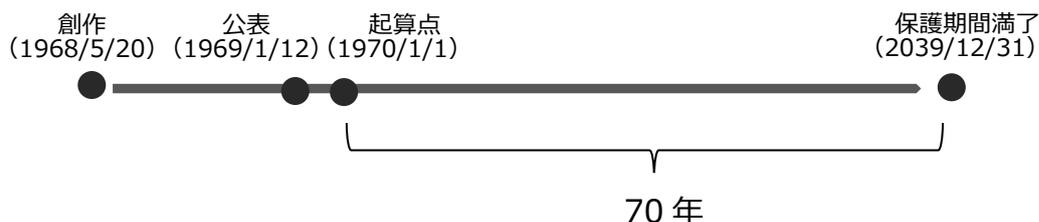
保護期間は、著作者が死亡した日、公表された日、創作された日の属する年の「翌年の 1 月 1 日」から起算します（第 57 条）。例えば、手塚治虫さんの著作物は、手塚さんが平成元（1989）年に亡くなりましたから、平成 2（1990）年 1 月 1 日から起算して 70 年後の令和 41（2059）年 12 月 31 日まで保護されます。

「死亡した年の月日にかかわらず、死亡年に 70 年を加算した年の 12 月 31 日まで」と考えれば理解しやすいでしょう。

<死亡時起算>



<公表時起算>



◆条約により保護すべき著作物の保護期間

【原則】

ベルヌ条約をはじめとする著作権に関する条約では、自国民と同等以上の保護を条約締結国民に与える「内国民待遇」が原則とされています（57頁参照）。

したがって、原則として、条約上保護義務を負う著作物の保護期間は、我が国の著作権法の仕組みによることとなりますが、以下の特例があります。

【外国人の著作物の保護期間の特例】

(a) 保護期間の相互主義

我が国より保護期間が短い国の著作物は、その相手国の保護期間だけ保護されます（これを「保護期間の相互主義」といいます）。例えば、ある国で著作権の保護期間が著作者の死後50年間であれば、我が国の著作物は当該国では50年間保護される一方、我が国でも当該国の著作物は50年間保護すれば足りることとなります（第58条）。

(b) 保護期間の戦時加算

平和条約に基づき、条約関係にある連合国及び連合国の国民が第二次世界大戦前又は大戦中に取得した著作権については、通常の保護期間に戦争期間（昭和16（1941）年12月8日又は著作権を取得した日から平和条約の発効する日の前日までの実日数（アメリカ・イギリス・オーストラリア・カナダ・フランス：3794日、ブラジル：3816日、オランダ：3844日、ノルウェー：3846日、ベルギー：3910日、南アフリカ：3929日、ギリシャ：4180日等）を加算することとなっています（連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律第4条）。

(c) 翻訳権の保護期間

(イ) 翻訳権10年留保

我が国はかつて、著作物が最初に発行された年から10年以内に翻訳物が発行されなかった場合翻訳権が消滅し、自由に翻訳することができる制度（翻訳権不行使による10年消滅制度）を適用することを、ベルヌ条約上、宣言していました。

しかし、現行法制度制定ときに、同宣言を撤回したことから、現行著作権法施行前に発行された著作物についてのみ、翻訳権不行使による10年消滅制度が適用されます（附則第8条）。

## (ロ) 翻訳権の7年強制許諾

著作物が最初に発行された年から7年以内に翻訳物が発行されない場合で、翻訳権者から翻訳の了解が得られない時、文化庁長官の許可を受け、所定の補償金を払って翻訳することができる制度があります。なお、この制度は、万国著作権条約に基づく保護のみを受ける国の著作物について適用されます（万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律第5条）。

## 【参考1】旧著作権法下における著作権の保護期間について

旧著作権法（明治32（1899）年制定、以下「旧法」）と現行著作権法（昭和46（1971）年1月1日施行）では著作物の保護期間が異なっていますので、旧法の時代に公表又は創作された著作物の著作権が存続しているか否かを考える際には、旧法及び現行著作権法の保護期間の規定を調べる必要があります。※1

旧法及び現行著作権法における著作物の保護期間は、数次にわたる改正の結果、次の表のようになっています。

著作物の種類	公表名義の別	旧法による保護期間	昭和45年(1970年)法(昭和46年(1971年)1月1日施行)制定後の保護期間	平成8年(1996年)著作権法(平成9年(1997年)3月25日施行)改正後の保護期間	平成15年(2003年)著作権法改正(平成16年(2004年)1月1日施行)後の保護期間	平成28年(2016年)著作権法改正(平成30年(2018年)12月30日施行)後の保護期間※5
映画・写真以外の著作物（小説、美術、音楽、建築、コンピュータ・プログラムなど）	実名（生前公表）	死後38年間	死後50年間		死後70年間	
	実名（死後公表）	公表後38年間	死後50年間		死後70年間	
	無名・変名	公表後38年間※2	公表後50年間※3		公表後70年間	
	団体名義	公表後33年間	公表後50年間※4		公表後70年間	
写真の著作物	-	発行又は創作後13年間	公表後50年間	死後50年間		死後70年間
映画の著作物（独創性のあるもの（劇場用映画など））	実名（生前公表）	死後38年間	公表後50年間		公表後70年間	
	実名（死後公表）	公表後38年間	公表後50年間		公表後70年間	
	無名・変名	公表後38年間	公表後50年間		公表後70年間	
	団体名義	公表後33年間	公表後50年間		公表後70年間	
映画の著作物（独創性のないもの（ニュース映画、記録映画など））	-	発行又は創作後13年間	公表後50年間		公表後70年間	

※1 法改正により保護期間の長さが変更される場合は、それぞれの改正法の施行の際、現に著作権が消滅していないもののみが、変更された保護期間の適用を受けます（附則第2条、平成8年改正法附則第1条第2項、平成15年改正法附則第2条、平成28年改正法附則第1条）。なお、旧法の時代の著作物の保護期間については、変更後の保護期間と比べて、旧法に定められた保護期間のほうが長い場合は、その長い保護期間が適用されます（附則第7条、平成8年改正法附則第1条第3項、平成15年改正法附則第3条）。また、次の「【参考2】映画の著作物の著作権の保護期間に関するこれまでの裁判例について」もご参照ください。

## 9. 著作権はいつまで存続するのか

※2 無名・変名により公表された後、昭和45（1970）年12月31日までの間に実名登録を受けたものについては、保護期間は、著作者の死後38年間となります。

※3 旧法の時代の著作物のうち、昭和46（1971）年1月1日以降において、かつ、公表後50年が経過するまでの間に、実名登録を受けたもの又は実名・周知の変名により公表されたものについては、保護期間は、著作者の死後50年間となります。

※4 旧法の時代の著作物のうち、昭和46（1971）年1月1日以降において、かつ、公表後50年が経過するまでの間に、実名・周知の変名により公表されたものについては、保護期間は、著作者の死後50年間となります。

※5 TPP11協定の発効日が平成30（2018）年12月30日となったことにより、著作物等の保護期間の延長を含めた著作権法改正が同日から施行されることとなり、原則として昭和43年（1968年）以降に亡くなった方の著作物の保護期間が延長されることとなりました。具体的には、昭和43年（1968年）に亡くなった方の著作物の保護期間（原則）は平成30（2018）年12月31日まででしたが、平成30（2018）年12月30日付けで著作者の死後50年から70年に延長されることになり、20年長く著作物が保護されることとなりました。

例えば、藤田嗣治さんの著作物は、藤田さんが昭和43（1968）年に亡くなられましたから、昭和44（1969）年1月1日から起算して、これまでは50年後の、平成30（2018）年12月31日まで保護されるとされていましたが、TPP整備法による著作権法の改正により、70年後の、2038年12月31日まで保護されることとなりました。

**【参考2】映画の著作物の著作権の保護期間に関するこれまでの裁判例について**

## ○「シェーン事件」（平成19（2007）年12月18日、最高裁判所判決）

- ・「シェーン事件」訴訟は、昭和28（1953）年に公開された映画『シェーン』の著作権を侵害されたとして、米国の映画会社と、国内で同作品に関する権利を譲り受けた会社（原告）が、『シェーン』のいわゆる廉価版DVDを製造・販売した会社（被告）に対し、その製造・販売の差止めと損害賠償の請求等を行ったものです。
- ・この訴訟では、映画『シェーン』の著作権の保護期間は、平成15（2003）年の著作権法改正（平成16（2004）年1月1日施行）により公表後70年に延長され、平成35（2023）年まで存続するのか、それとも、同法改正の規定は適用されず、改正前の公表後50年の保護期間のまま平成15（2003）年12月31日をもって終了するのか、という点について争われました。
- ・この点について、最高裁は、映画『シェーン』は昭和28（1953）年に団体の著作名義をもって公表された（独創性を有する）映画であるとの認定の下、そのような映画の著作物は、平成15（2003）年改正による保護期間の延長措置の対象とはならず、その著作権は平成15（2003）年12月31日で消滅した、という旨の判断を下し、原告の請求は認められませんでした。

## ○「チャップリン作品事件」（平成21（2009）年10月8日、最高裁判所判決）

- ・「チャップリン作品事件」訴訟は、故チャップリン氏が監督した映画のいわゆる廉価版DVDを、複製・販売している会社（被告）を相手に、チャップリンの著作権管理会社（原告）が、著作権侵害を理由として、その複製・販売の差止め等を求めたものです。
- ・この訴訟では、大正8（1919）年から昭和27（1952）年に公開されたチャップリンの映画9作品の著作権がすでに消滅しているか否かが問題となったため、①それらの映画の著作者はだれか（団体なのかチャップリンか）、及び②団体名義の公表なのか著作者の実名の公表なのかという点が中心の争点となりました。
- ・知財高裁は、①映画の著作物の著作者は、旧法下においても、現行著作権法第16条と同様、「映画著作物の全体的形成に創作的に寄与した者」がその著作者に当たるものと解すべきであり、各映画の著作者は、（団体ではなく）チャップリンであると判示しました。また、②各映画の著作権の保護期間については、チャップリンが監督である旨映画中に表示されていることなどから、各映画の公表は団体名義ではなく著作者の実名により行われたものであり、旧法第3条に定められる「著作者の死後38年間」の保護期間の適用がある旨判断しました。そして、これらの判断の結果、各映画の著作権の保護期間は満了していないとの判断がなされました。
- ・この判断を不服として廉価版DVD販売会社が上告しましたが、最高裁は、知財高裁の判決を支持して上告を棄却し、原告の請求が認められました。

## (2) 「著作隣接権（財産権）」の保護期間

## ① 「著作隣接権（財産権）」の保護期間（第101条第2項）

	保護の始まり	保護の終わり
実演	その実演を行ったとき	実演後70年
レコード	その音を最初に固定（録音）したとき	発行（発売）後70年（発行されなかったときは、固定（録音）後70年）
放送	その放送を行ったとき	放送後50年
有線放送	その有線放送を行ったとき	有線放送後50年

（注）保護期間は、著作物と同様に、実演、発行、固定、放送、有線放送を行った年の翌年の1月1日から起算します（39頁の「保護期間の計算方法」を参照）。

なお、「実演家人格権」は一身専属の権利とされているため（第101条の2）、実演家が死亡すれば権利も消滅することとなります。つまり、保護期間は実演家の「生存している期間」です。しかし、実演家の死後においても、原則として、実演家人格権の侵害となるべき行為をしてはならないこととされています（第101条の3）。

## ②旧法下の実演（歌唱実演）、レコードの保護期間

旧法（昭和45（1970）年までの著作権法）においては、演奏歌唱及びレコードは著作権により保護されており、その保護期間は著作者の死後30年（団体名義は発行後30年）となっていました（他の著作物と異なり暫定延長はされていません）。そのため、旧法の著作権の保護期間が新法（現行著作権法）の著作隣接権の保護期間より長い場合は、旧法による保護期間とし、さらに、この旧法の保護期間が新法施行の日から70年よりも長くなるときは、新法によって新しく保護される実演等との均衡を考慮して、新法施行後70年（2040年12月31日）をもって打ち切ることとされています（附則第15条第2項）。

<例：旧法の保護期間が新法の保護期間より長い場合>

- 三波春夫氏（平成13（2001）年没）が昭和32（1957）年に行った「チャンチキおけさ」の歌唱の場合  
 （新法による保護期間）実演後70年：令和9（2027）年12月31日  
 （旧法による保護期間）死後30年：令和13（2031）年12月31日  
 ⇒ 令和13（2031）年12月31日まで保護

<例：旧法の保護期間が新法の保護期間より長く、新法施行後70年より長い場合>

- 島倉千代子（平成25（2013）年没）が昭和32（1957）年に行った「東京だヨおっ母さん」の歌唱の場合  
 （新法による保護期間）実演後70年：令和9（2027）年12月31日  
 （旧法による保護期間）死後30年：令和25（2043）年12月31日  
 （新法施行後70年）令和22（2040）年12月31日  
 ⇒ 令和22（2040）年12月31日まで保護